

製造業派遣の全面禁止と「専門業務」の抜本見直しを求める意見書

労働者派遣法の改正案要綱を検討してきた労働政策審議会(厚生労働相の諮問機関)は2月24日、長妻昭厚労相に「おおむね妥当と認める」との答申を提出した。

法案要綱は、製造業派遣の「原則禁止」について、派遣元に「常時雇用する労働者」を除くとしている。「常時雇用(常用型)」は雇用の安定性があるとの理由であるが、実態は2カ月などの短期雇用を反復して1年を超えている、あるいはその見込みがあれば「常用型」というのが厚労省の解釈である。

「常用型」派遣は、この間、大きな問題となった「派遣切り」のときも、不安定な「登録型」と同じように解雇されている。賃金も年収300万円未満が57.5%であり、典型的な低賃金、不安定雇用である。これを禁止の対象外にするなら、「登録型」を短期契約の「常用型」に切り替えれば、これまで同様に公然と「使い捨て」できることになり、これでは「原則容認」と変わらない。製造業派遣は全面禁止すべきである。

登録型派遣の「原則禁止」にも大きな問題が含まれている。専門的な知識、技術、経験を必要とする専門26業務を禁止の対象外にしているが、このなかには、電子計算機やタイプライターを操作する「事務用機器操作」など、いまでは一般業務としかいえないものがある。専門業務として扱えば3年の派遣期間制限を逃れることができることとなるが、100万人といわれる専門26業務で働いている労働者のうち、半数近くの45万人が「事務用機器操作」である。

こうした批判をうけ、厚労相は、適正化の通達を出し、鳩山首相も「そのままにしておいていいのか、しっかり検討する必要がある」とのべており、専門26業務そのものを見直し、大幅に縮小することは当然であると考えている。

また、この製造業派遣と登録型派遣の「原則禁止」の実施時期が、法案要綱では3年後、一部5年後になっていることは、あまりにも財界・大企業の意向に沿ったものと言わざるを得ない。

よって、本議会は、政府にたいして、労働者派遣法の改正にあたっては、製造業派遣の全面禁止と「専門業務」の抜本見直しをはかり、即刻実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。